

情状酌量の発達の起源

藪下 颯太

ヒトは文脈を加味したうえで、他者の行為に対し道徳的評価を下すことができる。この能力は、情状酌量と呼ばれ、裁判での量刑判断など社会のさまざまな場面で重要な役割を果たしている。行為の評価が変わる文脈として、罰が挙げられる。攻撃などは反社会的行動とされ否定的な評価を受けるが、罰という文脈の下であれば許容される。特に、直接的に関係のない第三者が下す罰である第三者罰は、ヒト特有のものであり、多くの発達研究が行われてきた。乳児期においても、第三者罰を肯定的に評価することや、自ら第三者罰を下すことが明らかになっている。

乳児期において、第三者罰の研究が盛んに行われてきたのに対し、被害者が直接下す罰である報復行為(第三者罰)については、調べられてこなかった。第三者罰は、利他的な動機に基づいており、向社会的行為として捉えられ、肯定的に評価されることもある。それに対し、報復行為は利己的な動機に基づくため、否定的な評価こそ受けにくいことはあれど、肯定的に評価されることはない。この傾向は、幼児期においても確認されており、加害行為より報復行為、報復行為より第三者罰の方が肯定的に評価される傾向にある。そこで、本研究では、乳児期における報復行為の評価を検討することで、より多様な文脈における道徳的評価の発達の起源を検証することを目的とした。

そのため本研究では、報復行為を理解するのに必要な、社会的関係性の理解や表出が可能となる15ヶ月児38名を対象に実験を行った。また、知覚的差異による影響を防ぐため、報復行為と知覚的に類似している加害行為を比較対象とし、報復的行為の評価を検討した。実験では、まず報復・加害行為を行うキャラクターを提示した後、選好注視課題を行い、乳児が報復行為者と加害行為者のどちらを選好するのかを調査した。乳児が報復行為と加害行為の動機を理解し、報復を単なる加害より道徳的に良いと評価する場合、報復行為者を選好すると考えられる。

実験の結果、乳児の報復・加害行為者への注視時間に有意な差はなく、選好は見られなかった。先行研究から、乳児期においても加害行為は否定的に評価されることが明らかになっている。その上で、差が表れなかった要因としてまず、乳児期においても報復行為を肯定的に捉えなかったことが考えられる。報復行為は第三者罰と異なり、利己的な動機に基づいている。そのため、報復行為は肯定的に評価されず、否定的に評価される加害行為と比較して、評価の差が表れなかった可能性がある。また、乳児が加害行為を罰であると認識し、肯定的に評価したことも考えられる。本研究の実験では、報復行為者も加害行為者も、妨害という反社会的行為を行ったキャラクターに対して攻撃を行った。加害行為では自身と関係のない反社会的行為者に攻撃を行ったが、これを乳児が第三者からの反社会的行為者に対する罰(第三者罰)と捉え、肯定的に評価した可能性がある。

ただし、本実験の限界として、刺激や課題が複雑であったために、乳児の課題に対する理解や記憶が促進されなかった可能性がある。これらの問題については、刺激や課題を修正することで、改善することができる。例えば、既に結果が示されている第三者罰についても調査を行うことで、本研究の実験パラダイムの有用性を確認することが可能である。また、本研究では妨害事象と攻撃事象を用いて、報復・加害行為を表現していた。そのために場面を切り替え、配置も変化させる必要があった。妨害行為の代わりに分配行動を用いることで、場面変化なしに両行為を表現でき、配置変化の頻繁さも解消できる。今後の研究では、このように実験の刺激や課題を改善することで、発達初期における報復行為への評価をより明らかにしていきたい。(比較発達心理学)